

一般競争入札による 市有地売払い応募要領

令和8年2月

藤枝市立総合病院総務課

TEL 054-646-1111

市立病院ホームページ【<https://www.hospital.fujieda.shizuoka.jp/>】

目 次

入札による市有地売払いの流れ

入札による市有地売払いの主な留意点

入札による市有地売払いの概要

- 1 入札により売払う市有地
- 2 入札参加資格者
- 3 参加申し込み
- 4 入札に関する質問
- 5 入札日時等
- 6 落札者との契約手続き
- 7 物件の引渡し及び所有権移転登記
- 8 用途の制限等
- 9 その他の注意事項

入札参加心得書

土地売買契約書

物件調書

その他様式等

※別途添付

○入札参加申込書 ○入札書 ○委任状

○持分内訳書 ○入札書等の記入例

入札による市有地売払いの流れ

一般競争入札・・・入札参加者同士で価格を競い、市で定めた予定価格以上で最も高い価格を入札した方を落札者（契約者）として決定する方法です。

申込書の提出	<ul style="list-style-type: none">・令和8年2月13日(金)～令和8年3月13日(金) 午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)・一般競争入札（市有地売払い）参加申込書に関係書類を添えて、藤枝市立総合病院病院総務課へ直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）してください。 ※郵送を含めて期限内必着
↓	
入札	<ul style="list-style-type: none">・入札日時 令和8年3月24日（火） ＜物件番号1＞ 藤枝市高岡三丁目5番7（住居表示 藤枝市高岡三丁目5番5） 午後1時30分（受付 午後1時15分～）・入札会場 藤枝市立総合病院 新外来棟2階 多目的スペース・入札受付時に1物件につき入札保証金10万円を納めてください。・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。・落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。
↓	
落札者決定通知	<ul style="list-style-type: none">・入札終了後、落札者に決定通知書をお渡しします。
↓	
契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・落札者決定の日から令和8年3月30日（月）までに土地売買契約を締結します。・契約締結日までに契約保証金として売買代金の1割以上を納めてください。
↓	
売買代金納付	<ul style="list-style-type: none">・契約締結日から30日以内（令和8年4月24日（金）期限）に残金を納付してください。
物件の引渡し 所有権移転登記	<ul style="list-style-type: none">・売買代金納入確認後、物件を現状有姿で引き渡します。又、本市において所有権移転登記を行います（登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。）

入札による市有地売払いの主な留意点

1 「一般競争入札による市有地売払い応募要領」について

- (1) この「一般競争入札による市有地売払い応募要領」には、入札日時、参加手順、落札した場合の契約内容、物件調書等、入札に当たっての必要事項が記載されています。入札に参加する前によくお読みください。
- (2) 物件調書の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。

2 入札物件について

- (1) 入札物件はすべて現況引渡しです。入札物件には、当該土地上のすべての工作設置物（木柵、擁壁、給排水施設等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況に差異が生じている場合は現況が優先し、**契約後の物件引渡しも現況有姿（あるがままのかたち）**で行われます。
- (2) 入札物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市では越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で解決してください。契約後に越境関係が判明した場合でも同様です。

※越境とは、例えば、隣接地の建物の庇が境界を越えて市有地上にかかっている場合や、逆に市有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合等を指します。

越境が目立つもの、明らかに視認できるものは物件調書に記載してありますが、樹木、草木の越境や簡易に移設できるものの越境は記載してありません。また、調査時に判明していない越境がある場合もあります。

- (3) 地盤調査は、実施していません。
- (4) 現地説明等は実施しません。必ず入札申込書提出前に現地を確認いただくようお願いいたします。

なお、現地確認の際は、周辺住民の方のご迷惑にならないよう次の点に特にご配慮願います。

- ・みだりに隣接地に立ち入ったりしないようお願いします。
- ・フェンス等の工作物を傷つけないようご注意ください。
- ・違法駐車、迷惑駐車はしないようお願いします。

3 法令等による規制について

物件を使用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けます。物件調書には、物件ごとに法令等による規制についての概要が記載されていますが、具体的な規制内容や皆様の計画に見合った利用の可否について、あらかじめ関係各機関に照会するなど、ご自身で確認をお願いします。

4 供給処理施設について

各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

入札による市有地売払いの概要

1 入札により売払う市有地

入札により売払う市有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

<入札対象財産の所在>

物件番号	入札対象財産の所在地（住居表示）	登記地目	登記地積（㎡）	用途地域	建ぺい率／容積率	入札保証金額（円）
1	高岡三丁目5番7 （高岡三丁目5番5）	宅地	207.97	第2種中高層住居専用	60%/150%	10万

2 入札参加資格者

入札参加者は、契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができません。

（「入札参加心得書」第3入札参加資格を参照）

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 居住（所在）する市区町村の税金（住民税、固定資産税など）に未納の税額がないこと。また、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、その未納もないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人その他の当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く）
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (8) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (10) 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者の代理人
- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (11) 入札参加書申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

3 参加申し込み

入札参加申込書の提出がない場合は入札に参加できませんので、ご注意ください。申込みに当たっては、応募要領、市有財産売払い入札参加心得書・物件調書・現地等を熟知の上、お申込みください。

(1) 所有権の共有を希望される場合

入札参加申込者が落札後の契約者となりますので、共有を希望する場合は、共有者の添付書類を添えて入札参加申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有に又は共有から単独に変更することはできませんのでご注意ください。

(2) 売払い物件の現地確認

現地説明会は実施しません。また、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地を確認してから申し込みをしてください。

(3) 申し込みに必要な書類

入札参加申込書に次の書類を添えてご提出ください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は、返却いたしません。

<個人が申し込む場合>

- ①身分証明書 1 通（共有名義の場合は各自 1 通）

※身分証明書とは禁治産・準禁治産の宣告通知、後見の登記・破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、本籍地の市町村で発行されるものです。藤枝市に本籍のある方は藤枝市市民課にて発行されます。

※外国人の方は、後見の登記を受けていないことの証明を添付してください(法務局で発行)

- ②本籍地の記載された住民票抄本 1 通（共有名義の場合は各自 1 通）

- ③居住する市区町村の発行する滞納がないことの証明書

<法人が申し込む場合>

- ①登記事項証明書（法人登記簿謄本） 1 通

- ②所在する自治体の発行する滞納がないことの証明書

<個人・法人共通注意事項>

※添付書類は、提出日より 3 か月以内に発行されたもの。

※共有を希望する場合は、持分内訳書を添付してください。

※藤枝市以外に居住（所在）しており、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、藤枝市の滞納がないことの証明書も必要となります。

(4) 申込方法

申込書類は郵送又は持参（提出先：病院総務課）してください。郵送の場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送すること。

(5) 申込受付期間

【受付年月日】 令和8年2月13日（金）から令和8年3月13日（金）まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、期限内必着

(6) 申込先（提出先）

藤枝市立総合病院 病院総務課
住 所 426-8677 藤枝市駿河台四丁目1-11
電話番号 054-646-1111（代表）

4 入札に関する質問

当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出する。

(1) 提出期間

令和8年2月13日（金）から令和8年3月13日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は期限内必着）。

(2) 提出先

「3（6）申込先（提出先）」と同じ。

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ及び電子メールにて受け付けます。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

ファクシミリ 054-646-1122

メール hpsomu@city.fujieda.lg.jp

電話番号 054-646-1111

(4) 質問に対する回答

令和8年3月13日（金）までに参加申込者全員にファクシミリ又は電子メールにて行う。

5 入札日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時 令和8年3月24日（火）

物件番号1 藤枝市高岡三丁目5番7（住居表示 藤枝市高岡三丁目5番5）

午後1時30分（受付 午後1時15分～）

入札会場 藤枝市立総合病院 新外来棟2階 多目的スペース

(2) 入札参加受付書

入札参加申込書を提出した方に、入札参加受付書を交付します。入札当日持参してください。申込者の代理人が参加する場合、委任状と一緒に持参してください。

(3) 入札当日に必要な持ち物

1	入札参加受付書	申請を受付した受付印のある入札参加受付書
2	入札書	予備をご用意ください。
3	入札保証金	現金（10万円）にてご持参ください。
4	印鑑 (スタンプ印不可)	申込人本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑
5	委任状	法人の代表権の無い方や、代理人が入札に参加される場合に必要となります。
6	筆記用具	黒インクの万年筆又はボールペン フリクションなどの消えるペンは使用しないでください。

(4) 入札保証金

入札当日、受付にてお支払いいただきます。

- ① 入札参加者は、入札保証金10万円を納付してください。
(「入札対象財産の所在」を参照)
- ② 入札保証金は、現金による納付となります。入札保証金が納付されましたら、「領収書」を発行します。
- ③ 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、「領収書」と引き換えに返却いたします。
- ④ 落札者の入札保証金は、契約締結後返還しますが、落札者の申し出により契約保証金の一部に充当することができます。

※落札者が契約を締結されない場合は、入札保証金は藤枝市立総合病院に帰属することとなります。

(5) 入札

- ① 入札書は、所定の「入札書」(様式)をご使用ください。
- ② 入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。
- ③ フリクションなどの消えるペンは使用しないでください。また、記名押印した入札書の原本を入札してください。

(6) 無効となる入札

「入札参加心得書第8 入札の無効」のいずれかに該当する者が行った入札は、無効となりますのでご注意ください。

(7) 開札の方法

開札は、入札参加者の面前で直ちに行います。

(8) 落札者の決定

- ① 開札の結果、市が事前に定めた予定価格以上で、最高価格の入札者を落札者と決定します。
- ② 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引かせ落札者を決定します。※詳細については「入札参加心得書第10 落札者の決定」をご覧ください。

(9) 再度入札

入札最高金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

(10) 入札結果の情報公開

入札結果については、藤枝市情報公開条例（平成13年3月28日藤枝市条例第2号）に基づき、入札に関する情報については開示の対象とします。

6 落札者との契約手続き

契約手続きの詳細については、入札終了後、落札者に説明を行い、決定通知書をお渡しします。

(1) 契約の締結（土地売買契約書（案））

決定通知書を受けた日から令和8年3月30日（月）までに、契約を締結していただきます。契約締結日までに、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付してください。また、契約書に必要な収入印紙も用意してください。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内に、売買代金を納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※契約者が期間内に売買代金を納付しない場合、市は契約を解除することができます。その場合は、契約保証金は藤枝市市立総合病院に帰属することとなります。

7 物件の引渡し及び所有権移転登記

(1) 売買代金完納後、現状有姿で物件を引渡します。また、藤枝市立総合病院において所有権移転登記を行います。

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担となります。

※所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担となります。

8 用途の制限等

(1) 用途の制限

① 売買物件の土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令及び本市関係条例等を遵守すること。

9 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のまま行います。必ず、事前に現地を確認してください。

(2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

(4) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(5) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害

を賠償しなければならない。

市有財産売払い入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、藤枝市立総合病院が行う一般競争入札による市有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）及び入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加希望者等の責務)

第2 入札参加希望者及び入札参加者は、この心得書のほか、一般競争入札による市有地売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

(1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(2) 居住（所在）する市区町村の税金（住民税、固定資産税など）に未納の税額がないこと。
また、藤枝市に納税義務のある税金がある場合は、その未納もないこと。

(3) 成年被後見人、被保佐人その他の当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く）

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く）

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

(8) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

(10) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者の代理人

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(11) 入札参加書申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、藤枝市立総合病院病院総務課へ提出してください。なお、指定する日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書（参加申込人が落札後の契約者となりますので、ご注意ください）
- (2) 身分証明書（法人の場合は登記事項証明書、外国人の場合は後見の登記を受けていないことの証明）

※身分証明書とは禁治産・準禁治産の宣告通知、後見の登記・破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、本籍地の市町村で発行されるものです。

- (3) 本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合は必要ありません。）
- 2 入札参加申込書には、落札後の契約者となる人の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。
- 3 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの身分証明書等を添付してください。また、持分内訳書を提出してください。
- 4 ファクシミリや電子メールによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。
- 5 受付が完了した場合、一般競争入札参加受付書をお渡しいたします。

(入札時の持参書類等)

第5 入札参加者は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加受付書（病院総務課の受付印のあるもの）
- (2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください。コピーした様式も可ですが、入札には、記名押印した入札書の原本にて入札してください。）
- (3) 入札保証金（応募要領で定める金額）物件ごと必要です。
- (4) 委任状（代理人が入札を行う場合のみ必要となります。）
- (5) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は代理人使用印の印鑑）
- 2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象物件1件につき別に定める額を市が定める期日に、市が定める方法で納付してください。

- 2 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息の支払を請求することはできません。

(入札書)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。

- 2 記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。フリクションペンなど摩擦熱等によって消えるインクの筆記用具は使用しないでください。
- 3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所・氏名を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し押印（代理人使用印）してください。
- 5 投函した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札保証金を納付しない者又は所定の金額に満たない者
- (3) 入札書の金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者

- (5) 入札対象物件 1 件につき 2 以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (7) 入札対象物件 1 件につき 2 人以上の代理となって入札をした者
- (8) 入札代理人で、委任状を持参しない者又は、委任状の内容が不備な者
- (9) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (10) 記名押印のない入札をした者（入札代理人を含む）
- (11) 金額を訂正した者（訂正印も認めない）
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者（開札）

第 9 開札は、入札参加者の前で直ちに行います。但し、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議申し立てはできません。

（落札者の決定）

第 10 落札者は、市の予定価格以上で最高価格の入札を行った者とします。

- 2 落札となるべき同一価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせて決定します。この場合、異議の申し立てはできません。
- 3 落札者が決定した時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

（再度入札）

第 11 開札の結果、入札最高金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

（入札執行の延期）

第 12 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し若しくは取り消すことがあります。

（入札保証金の返還）

第 13 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札終了後直ちに返還します。

- 2 落札者には契約締結後、入札保証金を請求日から 30 日以内に返還しますが、落札者の申し出により、第 15 に規定する契約保証金の一部に充当することができます。なお、入札保証金を納付した日から返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

（契約の締結）

第 14 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから 7 日以内（土日、祝日を含む）に契約書を締結しなければなりません。ただし、市がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができます。
- 3 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。
- 4 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には返還しません。

（契約保証金）

第 15 落札者は、契約書を締結するまでに契約保証金として、売買代金の 100 分の 10 以上に相当する金額（入札保証金を契約保証金に充当した場合はその差額となる不足額、かつ、円未満切上げ）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者の請求に基づき返還しますが、本人の希望により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

- 第 16 落札者は、契約締結日から 30 日以内（土日、祝日を含む）に売買代金（契約保証金を売買代金に充当した場合は、売買代金から契約保証金を控除した金額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、市がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができます。
- 2 落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合は、落札者はその日の翌日から納付した日まで売買代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければなりません。
- 3 落札者が第 1 項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。その場合、契約保証金は市に帰属し、落札者には返還しません。

(公租公課)

- 第 17 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(契約不適合責任)

- 第 18 落札者は、契約締結後に、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- 但し、当該契約が消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引渡しの日から 2 年間は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、協議を申し出ることができます。